

「スーパーコンピューター導入手続」の一部改正について

平成 12 年 4 月 25 日
アクション・プログラム実行推進委員会

第 31 回アクション・プログラム実行推進委員会決定

我が国政府は、「スーパーコンピューター導入手続」（平成 11 年 4 月 26 日
第 29 回アクション・プログラム実行推進委員会最終改正）を別紙のとおり一部改正する旨決定する。

「スーパーコンピューター導入手続」の一部改正

1. 「50GFLOPS以上」を「100GFLOPS以上」に改正する。
2. 上記1. の改正は、平成12年5月1日より実施する。